

令和4年度 第2回 手話施策推進会議

令和4年10月21日(金)

(1)手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

2－(1)ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う

①広報活動

平成30年～令和5年度までの長期目標：定期的に啓発関係を広報みき等に掲載する

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・手話言語条例についての特集記事の掲載提案をする	・実施なし	・条例について知っている市民が少ない ・来年度に向けて内容を精査する	・特集記事の掲載依頼を行う
・イベントや各講座情報等を広報に掲載	・手話まつりや奉仕員養成講座等の講座情報を掲載	・計画的に掲載していけるよう事前準備が必要。	・はじめての手話講座、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座の案内 ・手話まつり開催案内 ・講演、勉強会等の案内 ・ブルーライトアップの案内
デジタルサイネージへの掲載	・神戸電鉄三木駅のデジタルサイネージにて『手話言語の国際デー』『三木市しゅわちゃんねる』の情報を掲示	・計画的に掲載出来たが更に周知の方法を探る	・『手話まつり』 ・『手話言語の国際デー』 他イベントの掲示 ・『三木市しゅわちゃんねる』 掲示依頼を行う

○デジタルサイネージとは？

屋外・店舗・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称して「デジタルサイネージ」と呼びます。今年度三木駅が新駅舎になり、デジタルサイネージを設置した事で、広報活動が可能になりました。

※9月掲示

 **三木市からのお知らせ**

**「手話言語の国際デー」
ブルーライトアップを行います**

「世界そして日本を青色に！いのちの輝き手話言語に光を」
テーマに9/22～25(日没～午後10時)市役所前オブジェ
等でライトアップをします。

お問い合わせは障害福祉課まで

※11月掲示

 **三木市からのお知らせ**

**YouTubeチャンネル
「三木市しゅわちゃんねる」配信中**

三木市の市政情報などを詳しくお知らせしています。
(手話と字幕があります)

- ・お出かけスポット紹介
- ・地震が起きた時どうすれば良い？ など

お問い合わせは障害福祉課 FAX (0794-89-2449) まで

○『手話言語の国際デー』ブルーライトアップ

- ・日時：9月22日(木)～25(日)
- ・場所：三木市役所正面玄関前オブジェ
(株)岡田金属工業所 正面時計台
- ・9月12日(月)～22日(木)まで庁内放送にて呼びかける。
- ・9月広報に掲載



(1)手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

2 - (1) ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う

②手話動画の配信

平成30年～令和5年度までの長期目標：動画の数を増やし、内容についても市民の意見を取り入れる

令和4年度の目標	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・年10本作成。・関連課に周知・連携する	<ul style="list-style-type: none">・動画のサムネイル画像を新たに作成し見やすく工夫した。・市民課の前のテレビにCMのように紹介画像を流す。	<ul style="list-style-type: none">・視聴回数が少ない・啓発が必要	<ul style="list-style-type: none">・年10本作成・三木駅のデジタルサイネージに掲示し啓発する。・広報に掲載し啓発する。

※新しいサムネイル画像



ユニバーサル動画の回数について（視聴回数はR4.9.30現在）												
	テーマ	関係課	配信日時	3月	4月	5月	6月	合計	7月	8月	9月	合計
1	聴覚障がい者への コミュニケーション支	秘書広報課	R3.10.11		70	19	1	250	25	1	10	286
2	コロナ禍での健康対策	健康増進課	R3.11.11		32	25	6	138	25	3	2	168
3	防災について（前編）	危機管理課	R4.1.11	17	18	13	3	51	2	2	26	81
4	防災について（後編）	危機管理課	R4.1.11	9	17	47	1	75	42	1	8	126
5	肺炎球菌を知っています	健康増進課	R4.1.21	14	18	9	0	41	2	2	0	45
6	新型コロナワクチン接 種の3回目について	健康増進課 ワクチン接種 対策室	R4.2.4	29	22	11	0	62	1	0	1	65
7	三木市のおでかけスポッ	秘書広報課	R4.3.18	10	44	20	0	74	10	15	17	116
8	聞こえにくい人の支援 方法	秘書広報課	R4.3.18	22	32	17	0	70	8	5	13	96
9	ごみの分別について	生活環境課・ 環境課	R4.4.22			68	10	78	13	4	10	105
10	介護保険制度について	介護保険課	R4.5.16			28	8	36	9	6	37	88
11	還付金詐欺に注意	生活環境課							10	16	20	46
12	三木市のお出かけスポッ	観光振興課	R4.8.19							15	26	41

(1)手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

2 - (1) ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う

③手話啓発に関するポスターを募集

平成30年～令和5年度までの長期目標：継続的にポスターを募集する

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・学校の啓発講座やサマースクール等で声をかける・募集したポスターは障害者週間の時に掲示	<ul style="list-style-type: none">・啓発講座等で呼びかける・サマースクールが中止になり声を掛けられず。・ポスター募集の案内に『三木市しゅわちゃんねる』のQRコードを付け職員向け啓発講座時に配付した・ <u>11</u> 名募集あり	<ul style="list-style-type: none">・今年度小学校低学年の応募なし・周知方法を改めて考える。	<ul style="list-style-type: none">・学校への啓発講座やサマースクール時に積極的に声を掛ける。・ポスターで優秀賞に選ばれた方の作品をパンフレット等に使用する。・校園長会にて依頼する。

※募集のポスターの一覧は別紙

(1)手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

2-（1）ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う

④手話まつりを開催

平成30年～令和5年度までの長期目標：毎年開催する。

令和4年度の目標	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
手話まつり開催	<p>今年度初開催</p> <p>日時：令和4年5月8日(日)開催 13時～16時まで</p> <p>場所：三木市立中央図書館</p> <p>内容：手話体験 要約筆記体験 指文字名刺作り 絵本の読みかたり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者56名 周知方法を改めて考える。 内容を市内の団体と協議する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月(手話言語の国際デー)に開催予定 内容については地元の手話関連団体と協議する。 小学校・中学校・特別支援学校に案内を送る。 デジタルサイネージ・広報・市のHP等にて周知する

○一般参加者からの感想

- ・他の地域は劇や講演などだが、こうして体験できるのは良い
- ・ボランティア団体の熱心な活動や、熱量が肌で感じられた
- ・聴覚障がい者の方と直接会えることがないのでこういう機会は必要だと思う
- ・手話言語条例の事は知らなかったが今日で良い学びになった

○手話まつりの様子



(1)手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

2 - (1) イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会などを開催し、手話に対する認知度を高める

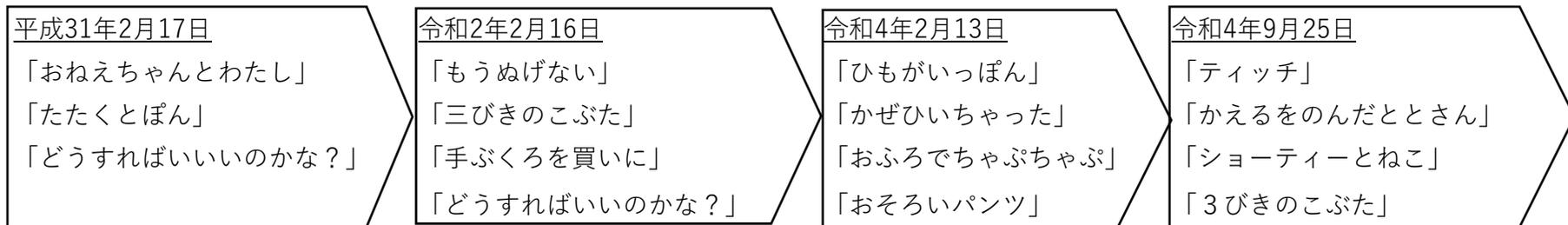
⑤絵本の読みかたり『手話でみんなのおはなし会』開催

平成30年～令和5年度までの長期目標：子供たちが絵本を通して手話に親しみを持つ

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・年に4回絵本の読みかたりを開催する	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読みかたりを5月、7月、9月に開催した ・図書館の特集記事により読みかたりの啓発を行った ・2月開催予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館との協力により開催出来ている ・参加する子供達がまだまだ少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実施予定 ・図書館と共に啓発を行う

○『手話でみんなのおはなし会』に参加した親の感想は、
「とても幼い我が子がしっかり手話と絵本を見て楽しんでた。こんなに集中してしっかり見ている様子を初めて見た。子どもにとって良い刺激」

○過去の読みかたり作品



(1)手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

2 - (1) イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会などを開催し、手話に対する認知度を高める

⑥市民向け手話啓発講座の実施

平成30年～令和5年度までの長期目標：受講者が増え、奉仕員養成講座につながるようになる

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・啓発講座開催・来年度の奉仕員養成講座の曜日に合わせて木曜日の午前中に開催	<ul style="list-style-type: none">・2月実施予定	<ul style="list-style-type: none">・受講者が少ない・呼びかけが必要・ここ数年コロナ禍で中止が続いている	<ul style="list-style-type: none">・広報での呼びかけ、各公民館にチラシ設置・高齢者大学への声掛けを行う

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2 - (2) ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する

⑦市が主催する行事等に手話通訳者を派遣

平成30年～令和5年度までの長期目標：庁内全職員対象研修や市の行事等に手話通訳を派遣する

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・市の行事等や庁内研修会に通訳を派遣してもらえよう声を掛ける・庁内掲示板にて啓発を行う	<ul style="list-style-type: none">・庁内全職員対象研修会に通訳依頼あり。・市の行事等に通訳派遣依頼あり・個人で受けたい講座等に手話や要約筆記を派遣している	<ul style="list-style-type: none">・設置手話通訳者が声を掛ける前に通訳依頼があったり、通訳相談が増えてきた。・まだまだ認知されていない場合もあるので、随時啓発していく。	<ul style="list-style-type: none">・庁内の聴覚障がい者職員が研修を受けられるように担当者に声を掛ける。・市内の聴覚障がい者の方が個別で受けたい講座や研修には通訳を付けてもらえよう担当者に依頼する。 <p>(例) 成年後見制度、マタニティーヨガ等</p>

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2-(2)イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

⑧消防署員向け手話研修会を実施

平成30年～令和5年度までの長期目標：・救急、消防の現場に到着するまでの間に必要な手話を身につける

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・年4回(本署2回・吉川分署1回・広野分署1回)実施する・研修内容に実際の現場と同じ3人1組で実践形式の模擬を入れる・NET119や搬送の際に使用される言葉の手話表現を動画で作成し、休憩時間に見られるようにする(消防署員と動画内容は相談)	<ul style="list-style-type: none">・4回実施8月9日(火) 本署8月10日(水) 吉川分署10月11日(火) 本署10月12日(水) 広野分署・消防署員向け手話動画作成し、8月8日(月)に消防署本部へ送付	<ul style="list-style-type: none">・計4回の研修会のうち2回は延期したが実施出来た・何年も続けて参加されている署員は手も動くようになり、聴覚障がい者への理解も深まっている・搬送時救急車の中にホワイトボードを設置し対応している・手話動画を休憩時間中に見ている	<ul style="list-style-type: none">・年4回実施予定(日程については消防本部と相談)

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2 - (2) イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

⑨消防署員向け手話動画を作成

平成30年～令和5年度までの長期目標：・救急、消防の現場に到着するまでの間に必要な手話を身につける

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・上半期までに作成する・搬送等に必要の手話表現を消防署員と相談し、設置手話通訳者で作成する	<ul style="list-style-type: none">・8月8日動画完成消防署員向けに動画を配布	<ul style="list-style-type: none">・必要な言葉や内容で作成した為、とても分かりやすいと消防署より評価を得る・今回の作成がきっかけで、消防署内で問題提起がなされ、消防署側より相談内容が増えたのは良かった	<ul style="list-style-type: none">・必要な手話動画を今後も相談し作成する

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2 - (2) イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

⑩市職員向けに啓発講座等を実施する

平成30年～令和5年度までの長期目標：職員が自発的に手話や聴覚障がい者について学べる機会を設ける

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・入庁2年目・3年目の職員対象に手話研修会を実施する・庁内職員に対し、掲示板にて啓発ミニ講座を掲示し、啓発を行う	<p>手話研修会</p> <ul style="list-style-type: none">・11月10日(木) 2回11月16日(水) 2回 実施予定	<ul style="list-style-type: none">・研修会や啓発ミニ講座が来ず、対応方法を知らない職員が増えている	<ul style="list-style-type: none">・入庁2年目の方対象に手話研修会を実施予定・「手話・要約筆記ミニ講座」を庁内掲示板にて3回掲示し啓発を行う

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

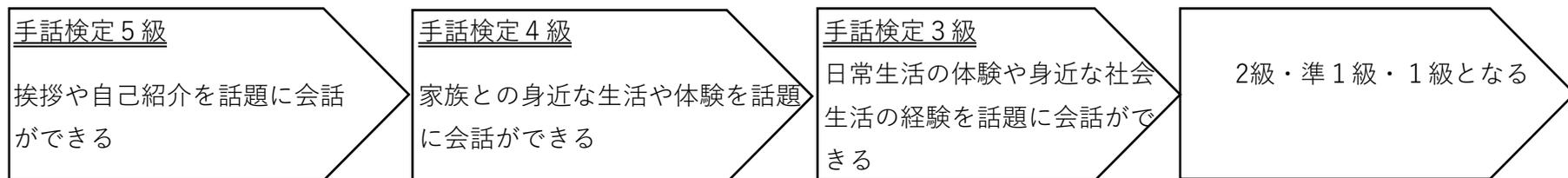
(手話条例第3条第1項第2号)

2-(2)イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

⑪市職員が手話検定取得を目指す

平成30年～令和5年度までの長期目標：手話検定5級合格を目指す

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・庁内職員(希望者)が1年かけて手話検定取得を目指す	・今年度の受験は10月受験日の為に合わず ・内容等を作成中 ・次年度に向けてメンバーを募る	・手話検定受験日が10月の為に今年度間に合わず	・全国手話検定試験5級合格を目指す為、定期的に勉強会を行う



(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2-(2)ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

⑫小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施

平成30年～令和5年度までの長期目標：市内全ての小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話啓発講座を実施する

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・未実施の学校を訪問し説明する ・小、中、高それぞれにあった内容、コロナ対策を考慮したカリキュラムを検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施の中学校にて中学2年生は9月実施。 ・6/14 広野小学校 ・7/5 自由が丘中学校 ・9/15 平田小学校 ・9/15 別所中学校 2年 ・10/3 自由が丘東小学校 ・10/13 緑が丘小学校 ・10/14 三樹小学校 ・10/17 緑が丘東小学校 ・10/24 豊地小学校 ・11/1 自由が丘小学校 ・11/14 別所中学校 1年 ・11/15 三木小学校 ・1/19 吉川中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始から1校ができていなかったが、今年度実施出来た。 ・毎年行っている学校と数年間行っていない学校の差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に校園長会にて各学校へ案内を行う ・夏休みに行く先生対象の手話研修会にて改めて案内を行う ・子供達と啓発活動に関する動画作成を行うため学校教育課に提案

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2 - (2) ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

⑬小学校・中学校・特別支援学校の教職員に対し研修会を実施

平成30年～令和5年度までの長期目標：教職員が手話言語条例を理解し教育現場で条例が活かされるようにする

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・年度初めに校園長会にて案内を行う・実際教職員に体験してもらう機会を作る事で必要性を感じてもらう。・7月28日(木)実施予定	<ul style="list-style-type: none">・校園長会で案内行う・7月28日(木)実施 教職員 14名参加	<ul style="list-style-type: none">・教職員向け研修会を実施した事で、未実施の学校から啓発講座の依頼あり。・教職員への理解を広げなければ学校の啓発も広がらない	<ul style="list-style-type: none">・チラシに『しゅわちゃんねる』のQRコードを入れるなど啓発しやすくする・学校教育課と相談し、教職員が参加しやすい日程を調整する。

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2-(2)ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

⑭市内の高等学校の生徒に対し手話学習を実施

平成30年～令和5年度までの長期目標：市内全部の高等学校において手話啓発講座を実施する
(三木高校は独自で毎年実施している為省く)

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・高校生向け啓発カリキュラムを再検討する	・高校1校より問い合わせあったが、予定を組んでいる状況の為返事待ち ・新しいカリキュラムの内容は検討中	・今年度の啓発講座は実施出来ていない	・未実施の高校に声掛けを行う ・カリキュラムを再検討する ・啓発講座を行う

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2-(2)エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

⑮事業所に対し手話講習会実施の支援

平成30年～令和5年度までの長期目標：新規の事業所での手話啓発講座の実施

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・1事業所に対し手話の啓発講座実施	・1事業所に対し実施 ☆高速のサービスエリア内の為複数店舗が同時に参加 (参加者 3名) ☆支配人より毎年開催の話あり	・HPより知ったとの事なので、今後もHP等の周知をこまめに行う	・新規事業所に声を掛ける。 ・今まで啓発講座を行った事業所も声を掛け引き続き講座を行う ・コミュニケーションボードを配布する時に啓発講座の案内を行う

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2 - (2) エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

⑩事業所に対し手話の理解が深まるようなリーフレットを作成

平成30年～令和5年度までの長期目標：それぞれの職種に対応したリーフレットの作成。(コンビニエンスストア等)

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・それぞれの職種に対応したリーフレットの作成 (飲食業)	・飲食業に必要な情報のリサーチを行う	・リーフレット作成出来ず	・平成29年に作成したリーフレットを元に、従業員向け・お客様向けに、令和5年度の間に改めて作成。 令和6年度に配布予定

(2)市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

2-(2)エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

⑰コミュニケーションボード作成

平成30年～令和5年度までの長期目標：それぞれの職種に対応したリーフレットの作成。(コンビニエンスストア等)

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・コンビニエンスストア用コミュニケーションボード作成	・コミュニケーションボード案の作成 (日本語の下に英語を表記する)	・コミュニケーションボードは他市でも作成しているが、聴覚障がい者は外見では判断出来ない為コミュニケーションボードが出てきたことがないと他市のろう者より意見あり ・聴覚障がい者側からも提示出来る様に工夫が必要。 ・カード型で何枚も作ると無くしてしまうおそれあり	・コミュニケーションボード作成・配布 コンビニエンスストア 32件 スーパーマーケット 26件 ・広報等で声を掛ける。

手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

2 - (3) ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

⑱設置手話通訳者の配置

平成30年～令和5年度までの長期目標：手話通訳者(士)の正規採用を目指す

令和4年度の計画	令和4年度上半期の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・他市の雇用状況を調べ、正規職員にむけて検討する	・会計年度任用職員1名(常勤) 会計年度任用職員3名(交替) 常時2名配置 8:30~17:00	・手話施策の推進により、意思疎通支援者の派遣や啓発講座が増え、設置手話通訳者の業務負担が増えている	・他市の雇用状況を調べ、正規職員化にむけて検討する

2 - (3) ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

⑭手話奉仕員養成講座の講師養成

平成30年～令和5年度までの長期目標：講師2名養成する

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・講師養成講座の案内が県からあれば、周知する	・案内が県よりなし ここ数年なし	・県が養成を担っている為、養成講座が開催されるのを待つ必要がある。	・引き続き案内通知があれば、周知する

2 - (3) ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

⑳手話通訳者養成講座の開催

平成30年～令和5年度までの長期目標：受講者のレベルをあげ、受講者数を増やす

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨地域で協力して受講者を増やし統一試験合格者を増やす ・ステップアップ講座、通訳者養成講座Ⅱを開催する ・三木独自でレッツトライ講座を引き続き実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨手話通訳者養成講座 現在西脇にて開講中 ☆ステップアップ講座(三木市より参加者なし) ☆通訳Ⅱ(三木市より2名参加) ・レッツトライ講座は1月より開講予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中などで三木市からの受講者が少ない ・受講者レベルがそろっていない為講師が指導しづらい ・手話通訳者養成講座を受講する自信がない人が三木市で多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨手話通訳者養成講座 (担当 多可町) ☆手話通訳者養成講座Ⅰ・Ⅲ実施予定 ・兵庫県聴覚障がい者情報センターによる手話通訳者養成講座Ⅲが三木市にて開催

手話通訳者全国統一試験合格者

2019年

合格者 1人/2人中
全国合格率 20.04%

2020年

合格者 0人/1名
合格率 19.73%

2021年

合格者 1人/1名
合格率 20.43%

2 - (3) ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

②要約筆記者養成講座の開催

平成30年～令和5年度までの長期目標：養成講座の申込者を増やす

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨地域で協力して受講者を増やし統一試験合格者を増やす ・要約筆記(者)について啓発する ・市独自で要約筆記者派遣制度についてのリーフレットを作成し、配布する ・広報にて要約筆記の紹介記事を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨要約筆記者養成講座 現在西脇にて開講中 (三木市より2名参加、計12名) ・要約筆記派遣制度についてのリーフレットを作成配布している ・要約筆記についての紹介記事は掲載出来ず ・庁内職員に要約筆記の啓発を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日に開講したことで受講者が増えた ・要約筆記の知名度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨地域の市町で、啓発と過去に統一試験に落ちた方へのフォローアップ講座を中心に講座を開講予定(現在協議中) ・まず庁内に要約筆記の啓発を行っていく

2 - (3) ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

②絵本の読みかたり実施者を支援・育成

平成30年～令和5年度までの長期目標：読みかたり者が何冊かの絵本を担当できる・読みかたりの機会を増やす

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読みかたり者育成の研修会を行う。 ・3か月に1度読みかたりが出来るように図書館側と行事を調整する。 ・読みかたりの実践を増やす事で、技術向上に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月、7月は中央図書館1階視聴覚室、9月は2階の絵本コーナーにて開催した。 ・2月開催予定 ・7月に絵本の内容を変更 ・研修会は実施出来ず 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回ずつ内容を変更するのではなく、繰り返し同じ絵本を行う事で、子供たちの実際の反応を見て表現を変えてみたりと修正している。 ・回数を重ねる事で視線の配り方等が実践で養われる 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月、7月、9又は10月、2月に絵本の読みかたりを実施 ・研修会を実施

○絵本の読みかたりの様子の写真



2 - (3) ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

㊸登録手話通訳者の知識・技術の向上

平成30年～令和5年度までの長期目標：登録通訳者のレベルアップ

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・三木市登録手話通訳者現任研修実施 ・北播磨登録手話通訳者現任研修会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三木市登録手話通訳者現任研修 <ul style="list-style-type: none"> ☆5.15 『守秘義務について』 (要約筆記者との合同研修) 出席者 9名(手話) 8名(要約) ☆11.13 『手話実技「聞き取り表現」』 ☆1.22 内容検討中 ・北播磨登録手話通訳者現任研修会 <ul style="list-style-type: none"> ☆6.15 知識学習 『手話通訳の心構え、手話通訳倫理』出席者 3名(三木) ☆10.19 『事例検討』 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者が少ない ・延期が多かった ・早めに調整が必要 ・ZOOMで研修を行いたいが、Wi-Fi環境が整っていない通訳者がいる、またZOOMでは手話の細部が見えづらい等があり、現場で学んだ方が良いという意見もある為今後要検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録手話通訳者現任研修計4回実施予定(うち1回は登録要約筆記者と合同) ・令和5年度北播磨登録手話通訳者現任研修会 計2回実施予定

手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

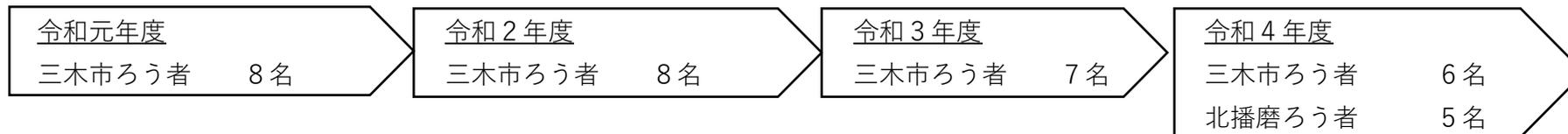
2 - (3) イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する

⑭啓発講座等の指導者養成

平成30年～令和5年度までの長期目標：講師の人数を増やす

令和4年度の計画	令和4年度実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・ろう者の講師を増やすため、北播磨地域に声を掛け講師養成講座を実施する	・令和4年度啓発講座講師養成講座 6月26日(日)実施 新たに5名登録	・ろう者の講師が少なく、高齢化しており、今回5名増えた事で負担が軽くなった	・令和4年度啓発講座講師養成講座を未受講の方に声をかけ講座を受講していただく

ろう者の講師数推移



2 - (3) イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する

㊦啓発講座等の指導者研修

平成30年～令和5年度までの長期目標：現任研修や意見交換会を定期的に行う

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
・アンケートの結果や報告書の内容が反映されるように連絡会などを実施する	・啓発講座等の指導者研修2回実施予定 (1回は講義、1回は講師の報告書や生徒のアンケートを参考に今後へつなげる為意見交換会) ※現在調整中	・講座の内容にばらつきがないよう配慮が必要	・啓発講座等の指導者研修2回実施

(参考)聴覚障がい者への支援・環境整備

②⑥聴覚障がい者が必要とする情報の提供

平成30年～令和5年度までの長期目標：社会参加に必要な情報を得る機会を作る

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none">・来庁時困っている事や不安な事はないかと聞き、その都度情報提供を行い、必要であれば関係機関に繋ぐ	<ul style="list-style-type: none">・来庁者への情報提供・必要であれば、関係機関に繋ぐ・遠隔通訳サービスや電話リレーサービスについて情報提供を行う	<ul style="list-style-type: none">・個々に情報提供の内容が違う為その都度本人と相談しながら必要な情報を提供する必要がある	<ul style="list-style-type: none">・引き続き個々に必要な情報提供を行う・必要であれば関係課へ繋ぐ

②7聴覚障がい者が暮らしやすい環境整備

平成30年～令和5年度までの長期目標：環境整備をする事で暮らしやすい環境を作る

令和4年度の計画	令和4年度の実施状況	課題・評価	令和5年度実施計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔通訳サービスのテストを一緒に行う ・聴覚障がい者の希望する内容を聞き取り、学習会を開催する ・自宅訪問や関連施設への同行等を行うことで問題解決への支援を行う ・庁内の聴覚障がい者職員と聞こえる職員との意思疎通支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/14(木)遠隔通訳サービスのテストを聴覚障がい者の方と情報センターと合同で行う。 ・自宅訪問や関連施設への同行 ・庁内の聴覚障がい者職員と聞こえる職員との意思疎通支援 ・聴覚障がい者向け心肺蘇生法の勉強会を12/15(木)実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢のろうの方はNET119や遠隔通訳サービスなどの操作を1回では覚えにくい様子の為、繰り返し一緒に行う必要がある。 ・聴覚障がい者が知らない情報提供が多々ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅訪問や関連施設への同行 ・電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスの勉強会開催 ・NET119の勉強会開催 ・庁内での意思疎通支援